

吉野町第2次行財政改革大綱

平成23年6月

吉 野 町

目 次

1. 更なる改革の必要性

- ① 行財政改革の目的 1
- ② これまでの行財政改革の取り組み 1
- ③ 財政状況の変化 2
- ④ 今後の財政見通し 3

2. 改革の方向性

- ① 改革の基本目標 4
- ② 改革への課題と課題解決へのキーポイント 4
- ③ 行財政改革大綱体系図 5

3. 重点改革項目

- ① 行政サービスの選択と集中 6
- ② 健全で効果的な行財政運営の推進 6
- ③ 積極的な情報提示・開示の推進 7
- ④ 職員能力の開発と適正な人事管理の推進 7
- ⑤ 協働のまちづくりの推進 7

4. 事務事業の見直し

- ① 見直しの視点及び基準 8
- ② 見直しの進め方 8

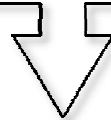
5. 改革の推進と進行管理

- ① 大綱に基づく実施計画の策定 9
- ② 計画の進捗管理と公表 9

1. 更なる改革の必要性

① 行財政改革の目的

- ◆ 不断の行財政改革 ⇔
 - ◇ 効率的で質の高い行政サービスの提供
 - ◇ 行財政運営のスリム化・効率化の推進
- ◆ 限られた行政経営資源(財源・人材)を有効活用



第4次吉野町総合計画に沿った
“いのち輝き笑顔あふれる吉野町” の実現！！
～自然の恵みと歴史文化が息吹くこころのふるさと 吉野町～

吉野 木のまち・桜のまち
おもてなしのまち

日本一の子育て支援と
健康長寿をめざすまち

みんなでつくる
協働のまち

② これまでの行財政改革の取り組み

◆ 平成17年度～平成21年度 「吉野町新行財政改革プログラム」の実施

◇ 財政運営の健全化

- ・町有地の処分 ・入湯税の導入 ・広告料の導入
- ・新たな寄付制度 ・税料の収納率向上
- ・証明手数料見直し・下水道料金の見直し etc.

◇ 事務事業の見直し

- ・議員定数削減 ・CATVデジタル化 ・交際費削減
- ・消防団組織見直し ・空き屋バンク創設
- ・町単独補助金の見直し etc.

◇ 組織・機構の改革

- ・行政組織の見直し ・福利厚生制度の見直し
- ・人件費の削減 ・指定管理者制度導入 etc.

◇ 職員の意識改革

- ・職員研修の充実 ・人事評価システム導入 etc.

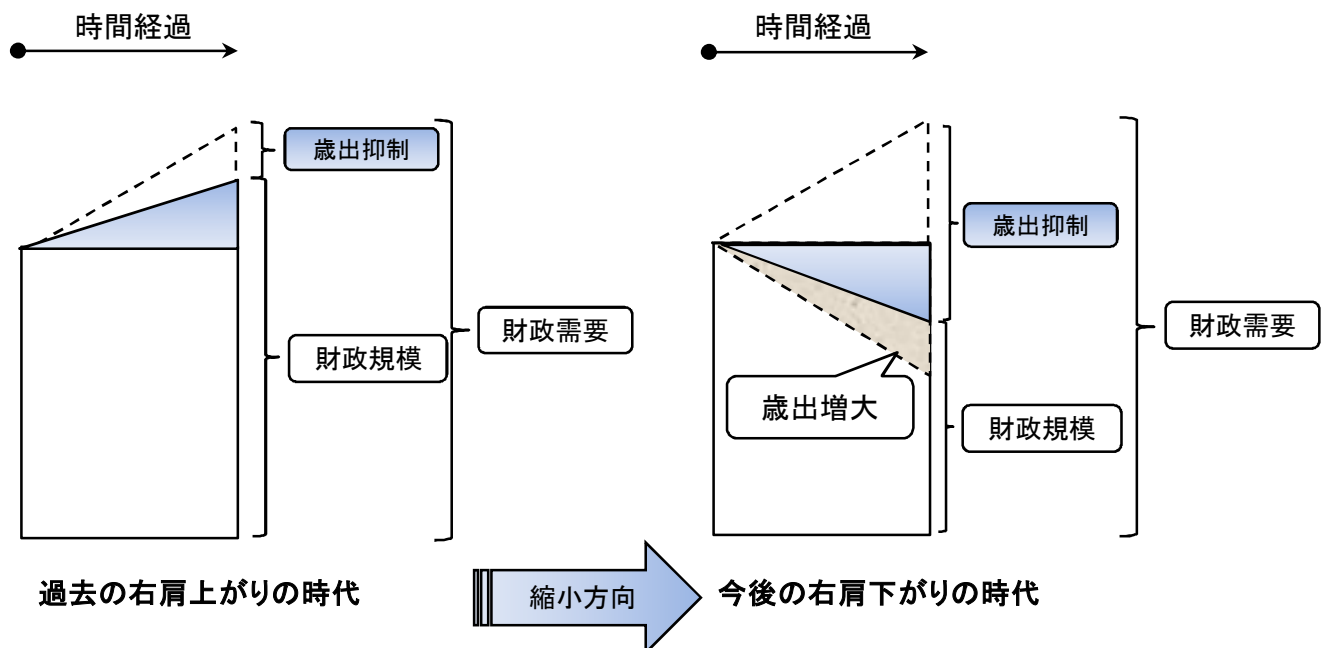
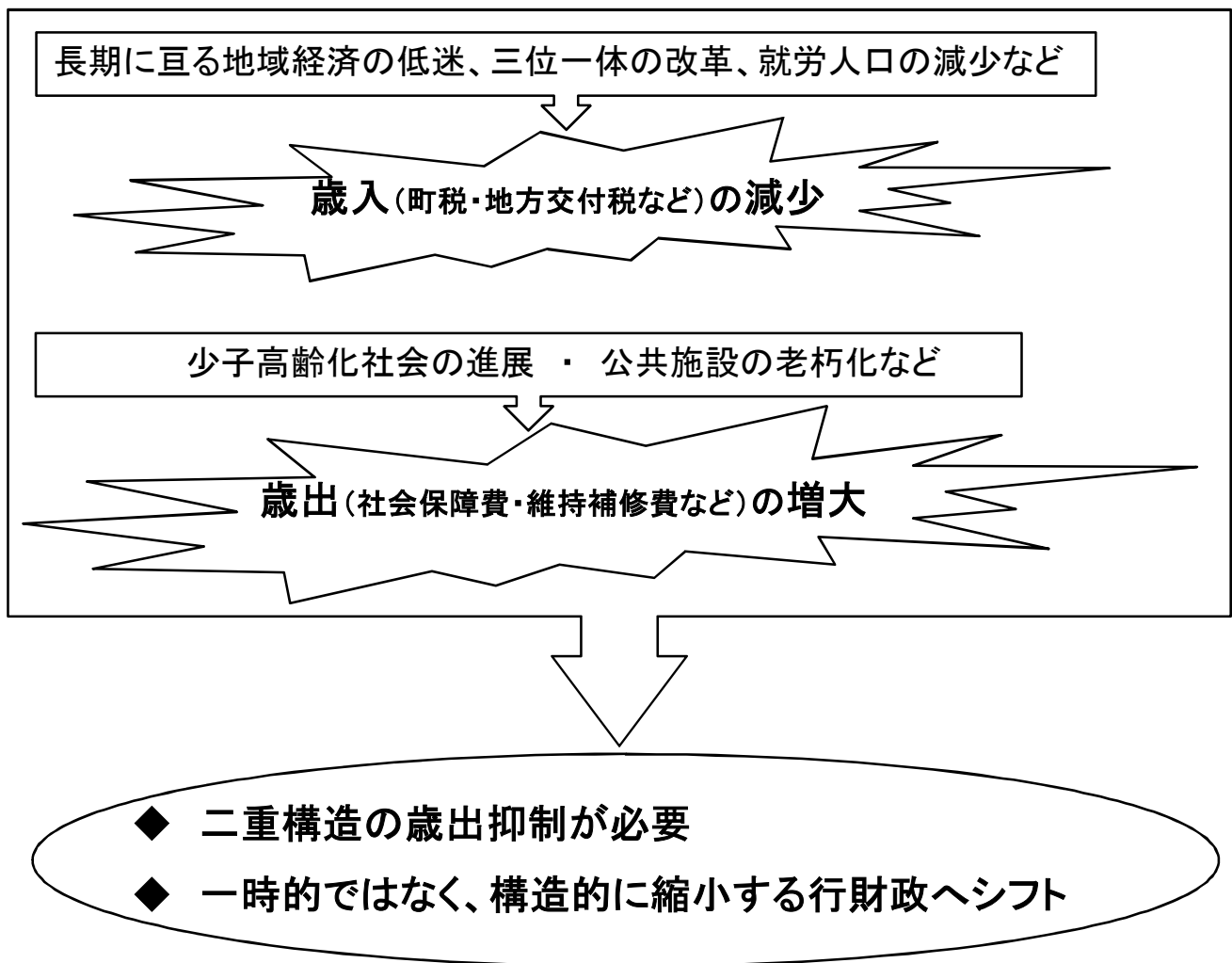
◇ 住民参加

- ・審議会、委員会委員の登用拡大 ・広報活動の推進

◆ 吉野町行財政改革重点改革プラン2010の実施(平成22年度)

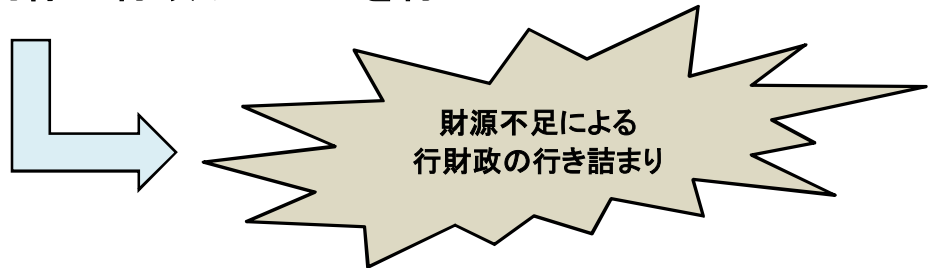
- ◇ 行政サービスの選択と集中
- ◇ 職員能力の開発と適正な人事管理の推進
- ◇ 健全で効果的な行政運営の推進
- ◇ 協働のまちづくりの推進
- ◇ 積極的な情報提示・開示の推進

③ 財政状況の変化



④ 今後の財政見通し

◆ これまでと同様の行政サービスを行えば



- ◇ 従来の延長線上の行財政改革のみでは、
財源不足の解消は不可能
- ◇ 前例踏襲の総花予算と一律カットの予算編成では、
財源不足に対応は不可能

第4次総合計画の範囲内での

- ※ 財政規律を設定し、中長期的展望のある財政運営
- ※ 財政規律確保のための仕組み作りを構築

2. 改革の方向性

① 改革の基本目標

◆ 限られた行政経営資源(財源・人材)を有効活用

- * 最少の経費で最大の効果を
- * 行政サービスの選択と集中を

目 標

◇ 持続可能な行財政システム

自己決定・自己責任の原則に基づいた

◇ 自立・自律した自治体

② 改革への課題と、課題解決へのキーポイント

課 題

- ◆ 改革の取り組みに対する
利害関係者・利用者・既得権者などの反発、しがらみが障害
- ◆ 行政サービスの成果と
行政経営資源配分(選択と集中)の明確な基準づくりが困難
- ◆ 前例踏襲主義・事なかれ主義・縦割り主義の職場風土

課題解決へのキーポイント

- ◆ 町民にわかりやすい積極的な情報提供
「中長期的な財政見通し」や「受益と負担」などの
行財政運営情報を町民にわかりやすく提示
- ◆ 町民と行政の協働の仕組みづくり
わかりやすい情報提供と説明により、町民が納得できる
行政サービスの選択と集中 ⇔ 問題点の共有と協働

③ 行財政改革大綱体系図

大項目	中項目	小項目
A: 行政サービスの選択と集中の推進	【1】 行政関与の必要性や仕事の効率等の再点検	ア. 支払事務の簡素化 イ. コミュニティバス運行の見直し ウ. 総合計画(実施計画)を進捗管理する 仕組みづくりと情報公開
	【2】 業務プロセスによる行政サービスの向上	ア. 集会所等の改修補助金一元化 イ. 特定健康診査受診の向上 ウ. 教育相談の充実 エ. ふるさと教育の推進
	【3】 組織機構の簡素化・効率化	ア. 第4次総合計画の実現に向けた 組織機構の見直し イ. 就学前教育の充実 ウ. 望ましい学校給食の維持と充実
	【4】 公共施設の有効利用	ア. 老人福祉センターの効率的な運営 イ. 国栖の里総合センターの利活用策 ウ. 中龍門地域振興センターの利活用策 エ. 廃校舎の有効活用
	【5】 公共工事の見直し	ア. 道路新設改良事業について
	【6】 情報化による行政サービスの向上	ア. ケーブルテレビCM放送の実施 イ. 防災行政無線のデジタル化整備
B: 健全で効果的な 行財政運営の推進	【1】 中長期的な展望に立った財政運営	ア. 企業誘致の推進 イ. 中期財政運営計画の立案 ウ. 次期行財政改革プラン策定
	【2】 財源の確保	ア. 税・使用料等収納率の向上 イ. 適正な受益者負担のあり方検討 ウ. 有休町有地の処分 エ. 広告事業の推進 オ. ふるさと納税の推進と継続納付に向けた 「ふるさと応援団」の創設 カ. 第2次行財政改革プログラムの進捗管理と 住民への情報提供
	【3】 補助金・公共料金の適正化	ア. 町単独補助金の適正化
	【4】 アウトソーシングの促進	ア. 運動公園の管理体制検討
	【5】 公共施設の管理運営方法の見直し	ア. 吉野病院再生に向けての取組み イ. ビジターセンターの運営管理体制の見直し ウ. 公共施設指定管理の促進 エ. ケーブルテレビ局の運営体制の見直し
	【6】 広域行政の推進	ア. 戸籍の共同電算化 イ. 電算事務の広域化の研究 ウ. ゴミに関する広域行政の推進 エ. 教育委員会の広域化の研究
C: 積極的な情報提示・ 開示の推進	【1】 公会計改革・会計制度の見直し	ア. 公会計改革の取組 イ. 公会計制度の見直しに伴う公有財産台帳の整備
	【2】 積極的な町政情報の公開・提供	ア. 住民への行政情報提供の推進 イ. 個人情報保護制度の確立
D: 職員能力の開発と適正 な人事管理の推進	【1】 専門性、政策能力等を有する人材育成と活用	ア. 職員研修計画の作成 イ. 人事評価制度試行の活用 ウ. 職員による教室、講座の開催
E: 協働のまちづくりの 推進	【1】 町民と行政との協働・住民自治が進む システムづくり	ア. 住民と行政の協働によるまちづくりの推進 イ. 町道等の維持管理に係る 自助・共助・公助の基準づくり ウ. 環境問題に対する行政関与の必要性 エ. 河川美化に関する協働の推進
	【2】 自主的な住民活動への支援	ア. 地域観光活性化の充実 イ. 起業家の支援 ウ. 各種団体への関わり方

3. 重点改革項目

① 行政サービスの選択と集中の推進

町が実施している事務事業について、「行政サービスとして、そもそも必要か不要か」、「必要であれば、町が実施すべきか、民間あるいは国や県が実施すべきか」、「町が実施すべきであれば、手法の見直しや改善が必要ではないか」の視点から行政サービスの選択と集中に取り組めます。

- ◆ 行政関与の必要性や仕事の効率等の再点検
- ◆ 業務プロセスによる行政サービスの向上
- ◆ 組織機構の簡素化・効率化
- ◆ 公共施設の有効利用
- ◆ 情報化による行政サービスの向上

② 健全で効果的な行財政運営の推進

限られた行政経営資源を有効に活用するため、収支のバランスを考慮しながら、中長期的な視点に立った計画的な財政運営を推進します。また、町の資産の有効活用や受益者負担の公平性などの観点から、自主財源の確保、受益者負担の適正化に取り組めます。

- ◆ 中長期的な展望に立った財政運営
- ◆ 財源の確保
- ◆ 補助金・公共料金の適正化
- ◆ アウトソーシングの促進
- ◆ 公共施設の管理運営方法の見直し
- ◆ 広域行政の推進

③ 積極的な情報提示・開示の推進

町民と行政との協働を図っていくために、自治体経営の透明性を確保し、行政情報を共有する必要があります。この基本認識に立ち、個人の利益や権利の保護に留意しつつ、積極的な情報提示、情報公開に取り組みます。

- ◆ 公会計改革・会計制度の見直し
- ◆ 積極的な町政情報の公開・提供

④ 職員能力の開発と適正な人事管理の推進

地方分権改革の時代に的確に対応するため、職員一人一人の説明能力や政策形成能力などを向上させることに取り組むとともに、職員の意識改革を図ります。また、時代に即応するために職員の適正配置に取り組みます。

- ◆ 専門性、政策能力等を有する人材育成と活用

⑤ 協働のまちづくりの推進

民間ではできない、もしくは非効率なもののみを町が行うという「補完性の原理」を踏まえつつ、町行政が行う業務範囲を明確化し、町行政と町民との信頼関係に基づいたパートナーシップを築き、町政へ町民の参画機会を拡充させると共に協働のまちづくりに取り組みます。

- ◆ 町民と行政との協働・住民自治が進むシステムづくり

4. 事務事業の見直し

① 見直しの視点・基準

◆ 廃止すべきもの

- 趣旨、目的に妥当性がない事業
- 効果がなく、あるいは薄い事業
- 他の事業と重複した事業
- 目的が希薄化、あるいは達成済みの事業
- 目的達成の手段として不適当な事業
- 受益者の自助努力、自己負担とすべき事業

◆ 民間が主体的に実施すべきもの

- 民間が実施する方が効果的・効率的な事業
- 行政の役割が終了している事業
- 民間と競合している、あるいは民業を圧迫している事業

◆ 本来は、国または県が実施すべきもの

- 国または県が一律に実施すべき事業
- 国または県が実施する方が効果的・効率的な事業

◆ 町が実施、または関与するが、広域的に連携すべきもの

- 利用者、受益者が広域的な事業
- 広域的に実施する方が効果的・効率的な事業

◆ 町が実施、または関与するが、 民間を活用または町民と協働で実施すべきもの

- 民間を活用した方が効果的・効率的な事業（指定管理・PFI・業務委託など）
- 行政や民間企業だけでは解決が困難な課題やニーズに対応する事業

◆ 町が実施、または関与するが、事業内容、手法、 運営形態の見直し、効率化等が必要なもの

- 利用ニーズの再把握が必要な事業
- 事業内容、手法等の見直しが必要な事業
- 事業の統合、縮小が必要な事業
- 運営形態などの効率化を図るべき事業
- 財源確保の努力が必要な事業
- 受益者負担（率）を見直すべき事業
- 補助額（率）を見直すべき事業

② 見直しの進め方

◆ すべての所管事務事業を見直しの視点・基準に基づき評価する

↓
事務事業評価の確認

最終確認・廃止を含む見直しの決定

5. 改革の推進と進行管理

① 大綱に基づく実施計画の策定

- ◆ 行財政改革を着実に実施するため、この大綱に基づき
平成23年度から平成27年度までの5ヶ年を期間とする
実施計画(第2次吉野町行財政改革プラン)を策定する。

② 計画の進捗管理と公表

- ◆ 計画の実効性を確保するため、
各項目毎に「何を」「いつまでに」「どのようにして」「どの程度まで」
という個別目標を設定する。
- ◆ 計画の進捗状況を把握するため、
毎年度、進捗状況の報告を受け、その後の取り組みを検討する。
- ◆ 実施期間中の町を取り巻く環境の変化により、
大綱及び実施計画の内容を変更する必要があるときは
協議の上、変化に応じた変更を行う。
- ◆ 計画実施の透明性を確保するため
大綱及び実施計画とその実施状況を
町の広報やホームページなどを通じて継続的に公表する。